別表第四千葉の部千葉航路の項及び市原航路の項を次のように改める。

			千葉航路
			千葉灯標信号所（北緯三十五度三十四分五秒東経百四十度二分四十四秒）
Xの文字の点灯	Fの文字の点滅	Oの文字の点滅	Iの文字の点滅
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。	出航船は、出航することができること。 長さ七十メートル以上の入航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の入航船は、入航することができること。	入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
Xの文字の点灯	Fの文字の点滅	Oの文字の点滅	Iの文字の点滅
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。	出航船は、出航することができること。 長さ七十メートル以上の入航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の入航船は、入航することができること。	入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
			千葉灯標信号所（北緯三十五度三十五分五秒東経百四十度五分二十秒）
			市原航路
Xの文字の点灯	毎二秒に白色光一閃	毎二秒に赤色光一閃	毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。	出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。	長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。
Xの文字の点灯	毎二秒に白色光一閃	毎二秒に赤色光一閃	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。	出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。	長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。